

第8章 景観まちづくりに向けて

1. 協働による景観まちづくりの推進

篠山市では、環境美化作業、河川沿いの植樹や花づくり運動などの緑化活動、里山や竹林の整備活動、地区単位のまちづくり活動、古民家再生の取り組みなど、従来から市民主体の様々な取り組みが行われています。篠山市の景観は市民や団体によるこれらの地道な取り組みにより形成され、継承されています。

景観法では景観形成にかかるルールだけではなく、行政・市民・事業者の責務や景観まちづくりに関する支援措置についても定められています。景観まちづくりは行政の取り組みだけでは実現できるものではありません。行政、市民、事業者協働による景観まちづくりの取り組みが必要です。また、市民、事業者の景観まちづくりの取り組みを支援することが行政の重要な役割です。今後は第2次篠山市総合計画に基づき、市の様々な関連施策と連携を図りながら、篠山の良好な景観形成を実現するための景観まちづくりのシステムづくりや支援策について検討していきます。

(1) 役割

1 市民

- ① 篠山市の主役は市民です。日々の暮らしの中で花を育てる、家の周りをきれいにする、庭や農地等の適正な管理など、景観まちづくりの主体として、良好な景観形成に積極的に取り組みましょう。
- ② 市民が暮らす地域の景観の価値に気づくことが、景観まちづくりの第一歩です。篠山市の資産となる景観資源を保全・活用し、将来に引き継いでいくために、一人ひとりが景観の大切さに気づき、その思いを共有して景観形成の取り組みを進めましょう。
- ③ 景観に関するフォーラムや学習会に積極的に参画し、景観まちづくりについての意識を高めていきましょう。

2 地域や市民団体、事業者など

- ① 地域住民等が共に取り組むことにより一層効果が期待できる活動があります。日ごろ地域で取り組まれている環境美化や農地、社寺林および里山などの維持管理などを通じて、地域で共有してきた「ふるさと景観」を守り、育てましょう。
- ② 地域の個性を生かした地域主体のまちづくり計画策定や景観に関する学習会の開催など、良好な景観形成に関する自主的・創造的な活動を推進しましょう。
- ③ 事業者は行政の景観まちづくり施策に協力し、市民や行政とともに積極的に良好な景観形成に取り組みましょう。

3 専門家等

- ① 景観まちづくりには専門家等による景観形成に関する知識が必要です。専門家は専門知識を活かし、景観まちづくりの取り組みに積極的に協力しましょう。

4 行政

- ① 良好な景観形成に関する市民や事業者等への啓発普及および情報の発信に努めます。
- ② 篠山市景観計画における景観形成基準に基づき、建築行為等の届出への助言・指導を行うことにより良好な景観形成を図ります。
- ③ 良好な景観形成への先導的役割を有する公共施設整備等にあたり、景観の質の向上に積極的に図ります。
- ④ 景観法には地域の良好な景観形成を実現するための様々な制度について定められています。行政はこれらの制度を積極的に活用し、篠山の良好な景観形成に取り組みます。
- ⑤ 市民や地域の積極的な景観形成に関する取り組みが継続して行えるよう、市の様々な施策と連携しながら支援制度の整備を図っていきます。

(2) 地域と連携する景観まちづくりの推進

1 多様な主体で景観づくりを担おう

それぞれの責務の自覚の上に、市民、NPO、大学、事業者等の多様な人々が主体的に地域への誇りや愛着を持って景観づくりに取り組めるよう、行政は「まちづくり協議会」等、地域においてまちづくり活動に取り組む団体と連携して景観づくりの活動環境を整えていきます。例えば、景観まちづくり施策を地域の活性化方策の大きな方針のひとつに景観を位置づけてもらうことにより、地域と連携した景観形成を図ります。

2 篠山の自然や地域の歴史文化に根ざした景観まちづくりに取り組もう

景観は、総合的な地域の姿を映す鏡です。里山、農地、河川、建物等の景観要素を個別に捉えるのではなく、広がる農地と集落家屋のたたずまいや地域の歴史的資産等、複数の景観要素を有する地域全体で景観を捉えることが大切です。

行政は地域の人々が景観の価値を共有化し、地勢や歴史・文化、集落の空間構造等を活用しながら、地域に根ざした景観を守り育てることができるよう、地域とともに普及啓発に取り組みます。また、地域の持続的な発展や地域力の向上、市民生活の豊かさに結びつくような総合的な地域づくりとして、その一翼を担う景観まちづくりを推進していきます。

具体的には地域の課題解決、活性化及び望ましい地域の将来像の実現に向け、定住促進、自然環境の保全、特産開発、都市との交流、地域福祉や防災等の施策と連携した取り組みとして地域の実情に応じた景観まちづくりを展開していきます。

(3) 景観まちづくりの取り組みへの支援

1 普及啓発と情報発信

- ① 地域にとって大切な景観を知ることが、良好な景観を守り、育むことの第一歩です。景観の大切さや景観形成の取り組みの必要性について理解が得られるよう、普及啓発に努めます。
例) 景観学習会や散策会（まち歩き）等の開催
- ② フォーラムの開催や学習会の開催を通して市民が景観についての知識を深めることができるような機会を積極的に設けます。
例) 景観フォーラム、まちづくりカフェ等の開催
- ③ 篠山の景観の素晴らしさを一人でも多くの人に知ってもらえるよう、篠山市内外に向けた景観に関する情報の発信に努めます。
例) 絵画・写真コンクール、展示会、景観100景の募集等

2 景観資源の保全と活用への支援

- ① 景観資源は市民共有の資産です。先人から受け継いだ景観資源を失うことなく、次代へ引き継いでいけるよう、保全・継承に努めます。
- ② 農の営みにより形成されてきた農村風景や地域の身近にある文化財や町並みを景観資源と捉え、それらを活用することにより、市民が地域に誇りや愛着を持つことができる景観まちづくりを推進します。
- ③ 景観資源の有効活用は、観光等の地域間の交流を促進し、地域の活性化につながります。市民や地域等の景観資源の保全と活用による魅力的な景観まちづくりを支援していきます。

3 景観まちづくり活動への支援

- ① 景観まちづくりの実現には市民等の持続的な取り組みが求められます。多様な人々が地域への愛着を持って、自発的、継続的に景観まちづくりに取り組めるような仕組みづくりを進めます。
例) 景観まちづくり協議会の設置等
- ② 市民の日常的な景観形成の取り組みを育み、市民や事業者等の主体的な活動がより活発になるような支援体制を検討します。
例) 助成制度、表彰制度、アドバイザー派遣、景観マイスター登録制度等
- ③ 地域の取り組み熟度に応じて段階的、継続的に地域の景観まちづくりを多方面から支えます。すでに活動が進んでいるところには、よりうまく取り組めるような支援、これから種をまいて育てようとするところにはそれに応じた支援といったように活動主体の成熟度に合わせて、継続的に支援できるような、体系的で柔軟な支援の仕組みを検討します。
例) アドバイザー派遣、講師派遣、専門家派遣等

- ④ 地域団体等が主体的に景観まちづくりに関する活動を展開するためには、景観に関する様々な情報を得ることができ、多様な交流によって地域の景観まちづくりに取り組むことができるような環境づくりが必要です。まちづくり活動の情報交換や連携の場を設けてネットワーク化を図り、地域団体と企業やNPO等が連携したまちづくり活動の実現を目指します。

例) 景観まちづくり協議会の設置、景観まちづくりプラットフォーム[※]の設置等

4 人材育成

- ① 私たちの資産である景観を守り、創り、継承するためには、景観づくりを担う市民一人ひとりが景観に対する意識を高め、様々な経験を重ね、知識や技術を高めていくことが必要です。景観づくりの担い手となる市民、事業者、専門家、行政職員を育て、相互に意識や技術を高めあえるような人材育成の取り組みを進めます。

例) 景観市民大学、まちづくり学習講座、景観マイスター登録制度等

- ② 人材育成は子どもから始まります。次代を担う子どもたちが景観についての知識を深めることができるよう、学習の機会を積極的に作っていきます。

例) 景観資源活用や町並み等を活かした総合学習の展開等

- ③ 景観まちづくりには専門家の知識が欠かせません。適切な場面で専門家が景観まちづくりに関与できるような仕組みを整えます。専門家の関与により景観の質の向上および景観形成に取り組む市民、事業者等、行政職員の意識や技術を高めていきます。

例) 景観まちづくり協議会の設置、景観市民大学等

2. 景観法に基づく各種制度の活用

景観法には、市民と共に地域の景観まちづくりを行なっていく上での仕組みが用意されています。

例えば市の景観条例で定める団体は景観計画の策定や変更を提案することができるものと定められています。また、行政に代わってあるいは行政とともに良好な景観の形成に取り組む主体として、公益法人やNPO法人のうち一定の業務を適正かつ正確に行えるものを景観整備機構として指定することができることとされており、これらの団体の積極的な取り組みを推進することができます。

このほか、全員合意のもとに地域の良好な景観形成のための協定（景観協定）を定めることができます。また、景観農業振興地域整備計画では、指定した景観整備機構に耕作放棄された農地等を利用する権利を認めることで、良好な景観の形成を図っていくことができます。

市民と共に景観まちづくりを進める上でも、積極的な制度の活用に努めていきます。

[※] 景観まちづくりに関する情報交換や景観まちづくりに関わる人々の出会いの場。

3. 庁内連携による景観まちづくり

良好な景観形成による景観まちづくりは、市の組織全体で取り組まなければ実現できません。このため、横断的に景観に関する施策に取り組むことができるよう、庁内における様々な施策と連携しながら景観まちづくりを推進していきます。

4. 景観法に基づく景観形成の主な施策

(1) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

1) 景観重要建造物

本市の景観を形成していく上で重要な要素となる建築物や工作物については、篠山市歴史文化基本構想の調査に基づき、指定候補をリスト化した上で、保全継承し地域で活用することを基本に、随時景観重要建造物の指定に努めていきます。

景観重要建造物は所有者の意見を尊重して指定します。指定されると、良好な景観を維持していくため、適正な管理が求められます。増築や改築、外観を変更することとなる修繕等を行う場合は市長の許可が必要となります。また、建物や土地の利用を制限されることとなりますが、相続税の評価において利用上の制限の程度に応じて適正に評価されます。

2) 景観重要樹木

本市の景観を形成していく上で重要な要素となる樹木について景観重要樹木の指定に努めます。

景観重要樹木は所有者の意見を尊重して指定します。指定されると、良好な景観を維持していくため、適正に管理していただきます。樹木の伐採や移植を行う場合は市長の許可が必要となります。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第4号ハ関係）

河川や道路などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であるとともに、民間事業者や市民に対し、良好な景観のモデルを示す先導的な責務があります。

このため、本市では良好な景観の構成要素となっていたり、整備することにより、良好な景観を形成することができる公共施設については公共施設管理者と協議を行い、景観重要公共施設として位置づけ、整備に関する事項や占用等の許可基準などを定め、関係機関等と連携しながら地域にふさわしい景観形成を促進していきます。

(3) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号二 関係）

景観農業振興地域整備計画とは、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、対象とする区域、その区域内における土地の農業上の利用に関する事項、農業生産の基盤の整備および開発に関する事項、農用地等の保全に関する事項、農業の近代化のための施設の整備に関する事項について、一体的に定めるものです。

篠山の景観の重要な資源である田園農地は、農用地の保全策が進められるだけで、「景観」としての支援策は実施されていないのが現状です。良好な田園景観を保全するため、生業を含めた農業を維持継承する仕組みや体制および支援策について、市の農業施策との連携を図りながら、地域住民および農村景観の保全に問題意識を持って活動を推進する団体とともに検討を行います。